

認知症高齢者グループホーム等に係る消防法令等の概要

1 消防法令の概要

○主な消防用設備等の設置基準

消防用設備等の種別	設置基準
消火器	規模・構造にかかわらずすべて
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上
スプリンクラー設備	延べ面積 275 m ² 以上
自動火災報知設備	規模・構造にかかわらずすべて
消防機関へ通報する設備	規模・構造にかかわらずすべて (※) 固定電話による代替は不可
誘導灯	規模・構造にかかわらずすべて




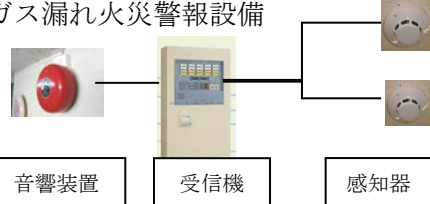
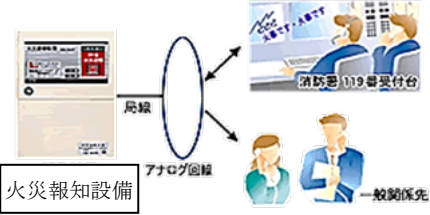


○防火管理等

- ・ 防火管理者の選任義務：従業員と利用者の合計が10人以上
- ・ 消防計画の作成・届出
- ・ 消防訓練（消火・避難訓練）の実施
- ・ 防災物品の使用義務（カーテン・じゅうたん等）：すべての施設

【参考】

消防法令における設備等設置に関する法体系

- 消防法では①消防用設備等の設置、②防火管理の実施、③防災物品等の使用といった対策を通じ、火災予防を図っている。

<p>消防用設備等の設置</p>	<p>○ 消防用設備等については、<u>建物の用途・規模・構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備等（別紙参照）の設置が義務づけられているほか、設置後には半年ごとの点検、一定期間（社会福祉施設であれば1年）ごとの消防本部への報告が義務づけられている。</u></p> <p>○ <u>必要な設備等が設置されていない場合、是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金100万円以下）の対象となる。</u> また、<u>報告がされない場合も罰則（罰金30万円以下）の対象となる。</u></p>		
<p>消火設備</p>	<p>消火器</p> 	<p>屋内消火栓</p> 	<p>スプリンクラー</p> 
<p>警報設備</p>	<p>自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備</p>  <p>音響装置 受信機 感知器</p>		<p>消防機関に通報する火災報知設備</p>  <p>火災報知設備 局線 アナログ回線 消防署119番受付台 一般関係先</p>
<p>避難設備</p>	<p>誘導灯</p> 		<p>避難器具</p>  <p>避難はしご 救助袋</p>
<p>防火管理</p>	<p>○ 防火管理は、一定規模の建物を対象に、<u>防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等を義務化するもの。</u></p> <p>共同住宅は、居住者が50人以上、<u>(6)項口の福祉施設は従業員と施設利用者をあわせて10人以上となる施設が対象。</u></p> <p>○ 防火管理者の選任や消防計画は消防本部への届出が義務化されており、<u>防火管理者未選任や消防計画の不履行は是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金100万円以下）の対象となる。</u></p>		
<p>防災物品等</p>	<p>○ 火災時にカーテンやじゅうたん等が火災拡大原因になりやすいことから、<u>社会福祉施設等など一定の建物について、燃えにくいカーテンやじゅうたん等の使用を義務づけるもの（違反時は罰金30万円以下）。</u></p>		

2. 建築基準法令の概要

※認知症高齢者グループホーム等は、建築基準法別表第1（二）項の用途に該当。

(1) 主要構造部の制限

① 用途による規制（法第27条）

- ・ 3階以上の階を当該用途に供する建築物は、耐火建築物とすることを要求。
- ・ 当該用途に供する部分（2階の部分に限る。）の床面積の合計が300m²以上の建築物は、準耐火建築物とすることを要求。

② 地域による規制（法第61条、62条）

階数	防火地域内の制限		準防火地域内の制限		
	延べ面積		延べ面積		
	100 m ² 以下	100 m ² 超	500 m ² 以下	500 m ² 超1,500 m ² 以下	1,500 m ² 超
4階以上	耐火建築物		耐火建築物		
3階建て			一定の防火措置等		
2階建て			その他	準耐火建築物	
1階建て	準耐火建築物				

※防火地域又は準防火地域内にある建築物は、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分（隣地境界線等から1階は3m以下、2階以上は5m以下の距離にある建築物の部分）に、防火設備を設けなければならない。（法第64条）

③ 規模による規制（法第21条）

高さ・軒高	階数	延べ面積	
		3,000 m ² 以下	3,000 m ² 超
高さ13m超 または 軒高9m超	4階以上	耐火構造	
	3階建て	1時間準耐火構造	
	2階建て	1時間準耐火構造	
	1階建て	30分の加熱に耐える措置等	
高さ13m以下 かつ 軒高9m以下		その他	

(2) 防火区画等

① 面積区画（令第112条第1～4項）

- ・ 建築物の構造及び規模に応じて、床面積（自動消火設備を設けた部分の床面積の1/2に相当する床面積を除く。）の合計500m²、1,000m²又は1,500m²以内ごとに耐火構造の壁等で区画することを要求。

② 高層区画（令第112条第5～8項）

- ・ 建築物の11階以上の部分で、各階の床面積（自動消火設備を設けた部分の床面積の

1 / 2に相当する床面積を除く。)の合計が 100 m²を超えるものは、床面積の合計 100 m²以内ごとに耐火構造の壁等で区画することを要求。(壁及び天井の仕上げ等に応じた緩和あり。)

③ たて穴区画 (令第 112 条第 9 項)

- ・ 主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階又は 3 階以上の階に居室を有する建築物の階段、吹抜けの部分等は、当該部分とその他の部分とを耐火構造の壁等で区画することを要求。

④ 異種用途区画 (令第 112 条第 12～13 項)

- ・ 当該用途の部分とその他の部分とを耐火構造の壁等で区画することを要求。

⑤ 防火上主要な間仕切壁 (令第 114 条)

- ・ 防火上主要な間仕切壁を耐火構造等とし、小屋裏又は天井裏に達するようにすることを要求。

(3) 避難施設等の設置

① 廊下の幅 (令第 119 条)

	両側に居室がある廊下	その他の廊下
3 室以下の専用のもを除き居室の床面積の合計が 200 m ² を超える階	1.6m 以上	1.2m 以上

② 居室から直通階段までの距離 (令第 120 条)

	主要構造部が準耐火構造又は不燃材料	左欄に掲げる場合以外
建築物の主たる用途に供する居室	50m (※)	30m
上記以外の居室	50m (※)	40m

※室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものは、60m。

③ 2 以上の直通階段の設置 (令第 121 条)

主要構造部が準耐火構造又は不燃材料	寝室の床面積の合計 200 m ² 超の階
その他	寝室の床面積の合計 100 m ² 超の階

※認知症高齢者グループホームの場合

④ 避難階段の設置 (令第 122 条、第 123 条)

- ・ 原則として、建築物の 5 階以上の階には避難階段を、15 階以上の階には特別避難階段を設置。

⑤ 排煙設備の設置 (令第 126 条の 2～3)

- ・ 当該用途に供する建築物で延べ面積が 500 m²を超える建築物又は排煙上有効な開口部を有しない居室には、原則として、排煙設備の設置を要求。

⑥ 非常用照明装置の設置 (令第 126 条の 4～5)

- ・ 当該用途に供する建築物の居室及び居室から地上に通ずる廊下等には、原則として、非常用照明装置の設置を要求。ただし、寝室は免除 (認知症高齢者グループホームの場合)。

⑦ 非常用進入口の設置（令 126 条の 6～7）

- ・建築物の高さ 31m 以下の部分にある 3 階以上の階には、原則として、非常用の進入口の設置を要求。

（４）内装材料の制限

① 用途による内装制限（令第 128 条の 4 第 1 項、第 129 条第 1 項）

- ・当該用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が 300 m²以上の耐火建築物
- ・当該用途に供する 2 階部分の床面積の合計が 300 m²以上の準耐火建築物
- ・当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²以上の建築物

→居室は、原則として、その壁（1.2m 以下の部分を除く）及び天井の仕上げを難燃材料等とし、当該居室から地上に通ずる通路等の壁及び天井の仕上げを準不燃材料等とすることを要求。

② 規模による内装制限（令第 128 条の 4 第 2～3 項、第 129 条第 4 項）

- ・階数が 3 以上で延べ面積が 500 m²を超える建築物、
- ・階数が 2 で延べ面積が 1,000 m²を超える建築物
- ・階数が 1 で延べ面積が 3,000 m²を超える建築物

→居室は、その壁（1.2m 以下の部分を除く）及び天井の仕上げを難燃材料等とし、当該居室から地上に通ずる通路等の壁及び天井の仕上げを準不燃材料等とすることを要求。ただし、高さ 31m 以下の部分については免除。

※自動消火設備及び排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。